

アイヌ遺骨の返還・集約に係る基本的な考え方について

〔平成 25 年 6 月 14 日
政策推進作業部会〕

1. これまでの経緯

「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」報告（平成 21 年 7 月。以下「有識者懇談会報告」という。）は、「民族共生の象徴となる空間」（以下「象徴空間」という。）に、過去発掘・収集され現在大学等で保管されているアイヌの遺骨について、尊厳ある慰霊が可能となるような慰霊施設を設置することを提言した。

有識者懇談会報告を受けた「民族共生の象徴となる空間」作業部会報告（平成 23 年 6 月。以下「象徴空間作業部会報告」という。）では、アイヌの遺骨について、次のような方針が示された。

- ① 各大学等に保管されているアイヌの遺骨について、遺族等への返還が可能なものについては、各大学等において返還すること。
- ② 遺族等への返還の目途が立たないものについては、国が主導して、象徴空間に集約し、尊厳ある慰霊が可能となるよう配慮すること。
- ③ 集約の対象となる遺骨を特定し、遺骨の返還や集約の進め方に関する検討を行うため、各大学等の協力を得て、アイヌの遺骨の保管状況等を把握すること。
- ④ 集約に際しては、施設の設置場所に留意するとともに、地元の理解を得るよう努めること。
- ⑤ 集約した遺骨については、アイヌの人々の理解を得つつ、アイヌの歴史を解明するための研究に寄与することを可能とすること。

これを踏まえ、文部科学省では、平成 23 年 11 月から平成 24 年 12 月にかけて、全国の大学等を対象に、アイヌ遺骨の保管状況等を把握するための調査を実施し、11 大学からアイヌ遺骨を保管している旨回答を得た。

政策推進作業部会では、文部科学省から調査結果の報告を受けるとともに、これを踏まえ、今後のアイヌ遺骨の返還・集約の在り方、手続等を検討するに当たっての基本的な考え方について、3 回にわたり議論を行った。

2. アイヌ遺骨の返還・集約に係る基本的な考え方

政府においては、象徴空間作業部会報告で示された方向性を踏まえ、大学が保管するアイヌ遺骨の返還・集約の在り方、手続等を検討するに当たっては、次のような考え方を基本とすべきである。

- ① 遺骨の返還・集約を進めるに当たっては、アイヌの人々の意向を最大限尊重する。

遺骨の返還・集約は、アイヌの精神文化を尊重する観点から行われるものであり、可能な限り多くの方々にも納得いただけるよう、丁寧な説明等を行うことが必要である。

- ② アイヌの人々が返還を求める遺骨については、象徴空間への集約後も含め、最大限返還する。

返還に当たっては、個人及び遺族のプライバシーを尊重しつつ、十分な情報提供の下、アイヌの人々からの申請によることを基本とする。

象徴空間への集約後であっても、求めに応じて返還に対応できるようにする必要があることから象徴空間への集約後の遺骨については、当分の間、返還手続に備え、適切に保管することとし、所要の管理体制を整備する。

- ③ 返還に当たっては、適切な相手先に確実に返還し、遺骨が何度も移転させられるような事態は極力避ける。

海外では、遺骨の返還に当たり、民族又は部族に返還する事例が多く見られること、また、アイヌ民族においても、かつてはコタンを単位として祭祀を行っていたこと等を考慮すると、コタン又はそれに対応する地域のアイヌ関係団体に遺骨を返還することが、アイヌの精神文化を尊重するという観点からは望ましいとも言える。

一方、現実問題として、現在、コタンや、それに代わって地域のアイヌの人々すべてを代表する組織など、返還の受け皿となり得る組織が整備されているとは言い難い状況にあることも考慮する必要がある。

このため、返還が可能な遺骨についてはできる限り返還するとともに、アイヌの人々による慰霊を速やかに可能とするためにも、個人名が特定された遺骨については、まずは祭祀承継者（遺骨に関する子孫の方々のうち、祖先の祭祀を主宰する者）個人への返還を基本とし、地域のアイヌ関係団体など、本来の祭祀承継者以外の者への返還については、法的論点の整理を含め、今後の検討課題とする。

祭祀承継者個人への返還に当たっては、過誤が生じないよう専門的見地から助言を行う有識者委員会を設置するなど、手続を十分吟味する必要がある。

なお、文化財に認定されている遺骨や副葬品については、帰属する地方公共団体との調整を要することに留意する。

④ 遺骨と一対一で対応する副葬品については、遺骨と帰趨を共にするものとする。

具体的には、各大学が保管する遺骨に関連する副葬品について、

(ア) 特定の遺骨と一対一で対応することが明らかな場合には、その遺骨を返還する際には共に返還、その遺骨が象徴空間への集約対象となる場合には共に移管する。

(イ) 特定の遺骨との対応関係が明らかでない場合には、象徴空間に移管し、他の遺骨とともに慰霊施設にて保管することを基本とする。

なお、一般的に副葬品とされることのある事物であっても、各大学が保管する遺骨との関連性が明らかでないものについては、返還・集約の対象とはしない。

⑤ 返還手続については、政府において、ガイドラインを作成するなど、関係大学と協力して検討を進める。

個人名が特定される遺骨に関する返還手続については、可能な限り早期に返還作業に着手することができるよう、速やかに検討を進める。

また、個人名が特定できない遺骨の返還については、地域のアイヌ関係団体など、本来の祭祀承継者以外の者への返還に関する法的論点の整

理を含め、今後の検討課題とする。

- ⑥ 返還・集約に先立ち、適切でない保管状況の遺骨があれば、その大学に対し速やかな改善を促す。

3. 今後の検討課題

政府においては、上記の基本的考え方及び本作業部会での議論を踏まえつつ、以下の諸点について可及的速やかに検討を行うべきである。

- 遺骨の集約の在り方（集約施設、遺骨の保管、慰霊への配慮等）について
- 個人が特定できない遺骨の取扱いについて
- 地域のアイヌ関係団体など、本来の祭祀承継者以外の者への返還について
- 今後発掘されるアイヌ遺骨の取扱い（象徴空間への集約、文化財保護法等に基づく手続等） 等